平成２３年（フ）第１００６号
東京都福生市本町38番地メゾンパーク清陽203号室
債務者　竹村　聖児
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２２４号
横浜市神奈川区三ツ沢上町11番52号　間宮荘201号
債務者　安藤　　毅
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４８号
静岡県焼津市大住271番地の４
債務者　井上　里織
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０７号
静岡県焼津市五ケ堀之内1624番地の１　川崎方、住民票上の住所静岡市葵区牛妻2300番地
債務者　望月　美奈
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３０号
静岡市葵区古庄５丁目２番11―303号
債務者　渡辺　真生
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２号
愛媛県大洲市春賀甲1888番地30　食肉社宅202号室
債務者　木戸岡順子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時15分
松山地方裁判所大洲支部

破産手続開始中更正

平成２３年（フ）第３５号
高知県須崎市大間本町11番15号（前住所高知県須崎市下分甲316番地３）
破産者　山下　善久
1　主文　破産者について、平成23年７月13日当裁判所がなした破産手続開始決定中、破産者の住所の表示が、「高知県須崎市下分甲316番地３」とあるのを、「高知県須崎市大間本町11番15号（前住所高知県須崎市下分甲316番地３）」と更正する。
2　決定年月日　平成23年８月24日
高知地方裁判所須崎支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第８７号
鹿児島県南九州市知覧町郡5500番地
破産者　株式会社ケイズ・コーポレーション
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１７９号
名古屋市千種区日和町５丁目39番地
破産者　株式会社アイワ
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８５号
兵庫県神戸市中央区御幸通３丁目１番３号
破産者　バース商事株式会社
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５４２号
北海道旭川市六条通６丁目27番地の２
破産者　共和興産株式会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７４号
北海道旭川市忠和１条４丁目１番５号
破産者　有限会社ジャンル
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２８号
青森県むつ市脇野沢田ノ頭16番地５
破産者　有限会社わきのさわ車両センター
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
盛岡市流通センター北１丁目３番19号
破産者　株式会社オタナカ
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４号
新潟県佐渡市羽茂村山101番地
破産者　有限会社三幸建設
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第３９５号
愛知県一宮市高畑町１丁目26―２　フィオーレ高畑203、開始決定時の住所岐阜県各務原市蘇原花園町４丁目９番地１
破産者　渡辺　高志
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７５５号
岐阜市太郎丸中島104番地１　オリオンＡ102号室
破産者　パントーネこと　武藤　信一
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所